

# 指定管理者評価シート(1次評価)

所 管 課	総合政策部 参画協働課 福祉部 地域福祉課
評価対象期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

## 1 指定概要

施設概要	名 称	川西市コミュニティセンター多田東会館 川西市老人憩いの家多田東会館
	所在地	川西市多田桜木1丁目7-24
	設置目的	(コミュニティセンター) 住民の自治意識の高揚と連帯感を深め、心豊かな地域社会の向上を図る。 (老人憩いの家) 老人の心身の健康の増進を図る。
利用料金制	<input type="checkbox"/> 非利用料金制 ・ <input type="checkbox"/> 一部利用料金制 ・ <input type="checkbox"/> 完全利用料金制	
指定管理者	名 称	多田東コミュニティ協議会
	所在地	川西市多田桜木1丁目7-24
指定管理業務の内容	<p>※ 指定管理の業務内容を明確に記入してください。</p> <p>(コミュニティセンター)</p> <p>(1) 地域住民によるコミュニティ活動のための場の提供に関する事。 その他、施設の設置目的の達成に必要なこと。</p> <p>(2) 施設の使用許可等に関する事。</p> <p>(3) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関する事。</p> <p>(4) 施設の使用の制限に関する事。</p> <p>(5) 施設の使用許可の取消し等に関する事。</p> <p>(6) 施設の入館の制限に関する事。</p> <p>(7) 施設及びその付属設備の維持管理に関する事。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関する事。</p> <p>(老人憩いの家)</p> <p>(1) 老人に教養の向上、レクリエーション等のための場を提供すること。</p> <p>(2) 老人に慰安と休息の場を提供すること。</p> <p>(3) 施設の使用許可等に関する事。</p> <p>(4) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関する事。</p> <p>(5) 施設の使用の制限に関する事。</p> <p>(6) 施設の使用許可の取消し等に関する事。</p> <p>(7) 施設の入館の制限に関する事。</p> <p>(8) 施設及びその付属設備の維持管理に関する事。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関する事。</p>	
指定期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日	

## 2 評価結果

2段に分かれているところは、上段がコミュニティセンター、下段が老人憩いの家の評価です。

評価項目及び評価のポイント	評価レベル
1 施設の設置目的の達成に関する取組み【有効性】	A
	A
(1) 施設の設置目的である事業運営の達成	A
	A
<p>① 事業計画に則って施設の事業運営が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果が得られているか。</p> <p>② 施設利用に係る登録手続きについては、利用者に十分に周知し、適切に行われたか。</p> <p>〔所見〕                      (コミセン)                      登録グループを中心に、地域活動の拠点として活発に利用されている。利用状況や料金確認など、さまざまな問い合わせにも柔軟に対応した運営を行っている。</p> <p>(憩いの家)                      高齢者の心身の健康増進を図るための活動拠点として、市内全域から多くの方にご利用いただいている。</p>	A
	A
<p>〔改善項目〕                      (コミセン)                      引き続き、丁寧な対応に努めてください。</p> <p>(憩いの家)                      特になし。</p>	
(2) 施設の利用状況及び事業への参加状況	A
<p>① 施設の目的に則って、有効に活用(利用)されていたか。</p> <p>〔所見〕                      (コミセン)                      多田東コミュニティ協議会の活動拠点として、登録グループをはじめ子育て中の母親や他地域の住民などにも有効に活用されている。</p> <p>(憩いの家)                      地域のコミュニティや福祉活動の拠点として有効に活用されている。特に健康体操については、多数の利用があり、部屋が手狭になっているほどである。一方で、福祉デザインひろば事業の相談者が減少しているため、市として有効な活用についても、検討していきたい。</p>	A
<p>〔改善項目〕                      (コミセン)                      引き続き、拠点として運営されていくことを期待します。</p> <p>(憩いの家)                      特になし。</p>	

(3) 利用者の満足度	A
	A
① 利用者からの苦情に対して十分な対応がなされたか。	A
② 利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られたか。	A
	A
③ 利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。	A
④ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果が得られたか。	A
<p><b>[所見]</b>  (コミセン)  アンケートでは、職員の対応について、利用者の満足度が高く、適切に対応している。</p> <p>(憩いの家)  施設は清潔に保たれており、特に苦情もなく、適切に対応していただいている。</p>	
<p><b>[改善項目]</b>  (コミセン)  特になし。</p> <p>(憩いの家)  特になし。</p>	

評価項目及び評価のポイント	評価レベル
2 効率性の向上に関する取組み【効率性】	A
(1) 経費の節減	A
① 施設の管理運営に関し、経費を効率的に節減するための十分な取組みがなされ、その効果が得られたか。	A
② 管理運営業務遂行に当たり、業者発注や業務委託により行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるような工夫がなされたか。	A
<p><b>[所見]</b>  (コミセン)  業務委託などを通して、十分な経費削減に取り組むなど、限られた予算で効果的な管理運営を行っている。</p> <p>(憩いの家)  適切な業務委託などを通して、十分な経費削減に取り組むなど、限られた予算で効果的な管理運営を行っている。</p>	
<p><b>[改善項目]</b>  (コミセン)  特になし。</p> <p>(憩いの家)  特になし。</p>	

評価項目及び評価のポイント	評価 レベル
3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み【適正性】	A
(1) 管理運営の実施状況	A
① 施設の管理運営には、適切な人員配置がされたか。	A
② 業務に必要な研修・教育が適切に行われたか。	A
③ 施設の維持管理が適切に行われたか。	A
④ 指定管理者の提案による新たな取組みは実施されたか。	B
<p><b>〔所見〕</b>  (コミセン)  管理人の交代に対しても適切な指導を行うなど、円滑な管理運営に向けた取組みを行っている。</p> <p>(憩いの家)  管理人の交代に対しても適切な指導を行うなど、円滑な管理運営に向けた取組みを行っている。</p>	
<p><b>〔改善項目〕</b>  (コミセン)  特になし。</p> <p>(憩いの家)  特になし。</p>	
(2) 個人情報の保護、安全対策、危機管理体制、平等利用など	A
① 施設の設置目的に応じた効果的な利用者への情報提供等が十分になされたか。	A
② 施設利用者の個人情報の取扱いが適切に行われたか。	A
③ 日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。	A
④ 防犯、防災対策などの危機管理体制が適切であったか。	B
⑤ 事故発生時や非常災害時の対応が適切であったか。	B
<p><b>〔所見〕</b>  (コミセン)  館内に、登録グループの活動を周知するスペースを設けるなど、登録グループの後方支援を行っている。日頃から適切な取組をなされており、利用者による事故等もなく運営している。</p> <p>(憩いの家)  館内に、登録グループの活動を周知するスペースを設けるなど、登録グループの後方支援を行っている。日頃から適切な取組をなされており、利用者による事故等もなく運営している。</p>	
<p><b>〔改善項目〕</b>  (コミセン)  安全対策上、夜間・土日に利用する一部の利用者のマナー向上のため、利用方法について、再度周知を行ってください。</p> <p>(憩いの家)  安全対策上、夜間・土日に利用する一部の利用者のマナー向上のため、利用方法について、再度周知を行ってください。</p>	

## 総 合 評 価

[所見]	評価ランク	A
	評価ランク	A
<p>(コミセン) 平成30年度は、前年度と比較して約600人利用者数が増加しており、今後とも地域の重要な活動拠点としての役割が果たせるよう管理運営されることを期待します。</p> <p>(憩いの家) 施設の設置目的に則した適切な管理運営がなされており、市内全域から多くの方に利用をいただいている。また、利用者が高齢化しているため、より安全に利用いただけるよう配慮している。</p>		
<p>[改善項目]</p> <p>(コミセン) 特になし。</p> <p>(憩いの家) 特になし。</p>		